

## 議第127号

## 県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、令和5年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
県営かんがい排水事業	彦根市	73,826,000 <sup>円</sup>
	長浜市	9,600,000
	近江八幡市	877,000
	草津市	44,438,000
	守山市	31,200,000
	甲賀市	2,447,000
	湖南市	3,280,000
	高島市	11,080,000
	東近江市	7,697,000
	米原市	5,850,000
	日野町	3,600,000
	竜王町	2,800,000
	愛荘町	927,000
	豊郷町	134,000
	甲良町	798,000
多賀町	165,000	
	<b>計</b>	<b>198,719,000</b>
県営経営体育成基盤整備事業	大津市	3,375,000
	彦根市	7,825,000

議第127号 県が行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	長 浜 市	3,568,000 <sup>円</sup>
	草 津 市	1,575,000
	栗 東 市	5,000,000
	高 島 市	10,100,000
	東 近 江 市	16,495,000
	米 原 市	8,250,000
	愛 荘 町	7,000,000
	<b>計</b>	<b>63,188,000</b>
県営中山間地域総合整備事業	長 浜 市	1,300,000
	甲 賀 市	3,975,000
	<b>計</b>	<b>5,275,000</b>
県営農地防災事業	大 津 市	8,998,000
	長 浜 市	23,210,000
	近 江 八 幡 市	8,800,000
	草 津 市	5,900,000
	甲 賀 市	6,780,000
	湖 南 市	9,350,000
	高 島 市	1,100,000
	米 原 市	11,440,000
	<b>計</b>	<b>75,578,000</b>
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。		